

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目2番13号
川 岸 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 金本 秀雄

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年12月19日（火曜日）17時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年12月20日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都港区西新橋1丁目15番1号
大手町建物田村町ビル TKP新橋カンファレンスセンター
3階 ホール3A

（本総会はより多くの株主様に出席いただくために、昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の株主総会会場案内図をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第71期（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）
事業報告ならびに計算書類報告の件

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役6名選任の件
第5号議案 監査役1名選任の件
第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

お願い (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
(2) 株主総会参考書類、事業報告ならびに計算書類に修正する必要がある場合には、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.kawagishi.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益状況に見合った配当を安定的に行うとともに、競争が厳しい鉄骨業界において、企業体質の強化及び事業の伸展による経営の安定を図るべく内部留保を充実させることを勧奨して決定することとしております。

当期につきましては、平成29年3月に設立70周年を迎えることができましたことから記念配当を加え、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類、割当てに関する事項およびその総額

配当財産の種類は金銭とし、当社普通株式1株につき金20円（普通配当18円、記念配当2円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、291,328,640円となります。

② 剰余金の配当の効力が生ずる日

平成29年12月21日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

配当平均積立金 180,000,000円

別途積立金 1,600,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,780,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行うものであります。

2. 併合の割合

当社の発行する普通株式について、5株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、これを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成30年4月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000株

5. その他

その他手続上の必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものであります。
- (2) 上記(1)の変更の効力は、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成30年4月1日をもって発生する附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。
- (3) 株主様へのサービス拡充を目的として、単元未満株式の買増制度に関する規定を新たに設けるほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>40,000,000株</u>とする。</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000,000株</u>とする。</p>
<p>第8条（単元株式数） 当社の1単元の株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>第8条（単元株式数） 当社の1単元の株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ） （条文省略）</p> <p>3. ） （新 設）</p> <p>） （新 設）</p> <p>） （新 設）</p>	<p>第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ） （現行どおり）</p> <p>3. ） <u>4. 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>第10条（単元未満株式の買増し）</u> <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u></p> <p><u>附則</u> <u>第1条 第6条および第8条の変更は、平成30年4月1日をもって、その効力が発生するものとする。</u> <u>第2条 前条および本条は、平成30年4月1日をもって削除する。</u></p>

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社普通株式数
1	川岸隆一 (昭和16年1月24日生)	昭和38年4月 当社入社 昭和53年4月 当社千葉第三工場長 昭和54年12月 当社取締役 昭和57年12月 当社営業部長 平成2年10月 当社工務部長兼営業部長 平成5年12月 当社常務取締役 平成8年12月 当社代表取締役社長 平成13年10月 川岸プランニング㈱代表取締役 平成17年6月 ㈱サクラダ取締役 平成18年12月 川岸プランニング㈱取締役 平成24年2月 同社代表取締役 平成27年12月 当社代表取締役会長(現職) 平成28年12月 川岸プランニング㈱取締役(現職)	412,000株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>川岸隆一氏は、入社以来、製造部門、営業部門、工務部門を歴任してまいりました。また、昭和54年に当社取締役に就任して以来、当社の経営に携わってまいりました。平成8年には当社代表取締役に就任し、当社の事業拡大に努めるとともに、経営の重要事項の決定に十分な役割を果たしてまいりました。</p> <p>以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
2	<p style="text-align: center;">かな もと ひで お 金 本 秀 雄 (昭和25年8月24日生)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 昭和61年9月 当社千葉第五工場長 平成7年10月 当社千葉第一工場長 平成10年12月 当社取締役 平成11年12月 当社営業部長 平成13年10月 川岸プランニング㈱取締役 平成17年12月 当社東京支店製造担当 兼千葉第一工場長 平成19年4月 当社東京支店製造担当 兼工務部長兼橋梁工事部長 平成20年2月 当社東京支店製造部長 兼工務部長 平成20年12月 当社常務取締役東京支店製造本部長 兼工務部長 平成23年4月 当社常務取締役中国支店長 平成24年12月 当社専務取締役大阪・中国地区担当 兼中国支店長 平成26年4月 当社専務取締役西日本地区担当 平成27年12月 当社代表取締役社長(現職) 平成28年12月 川岸プランニング㈱代表取締役(現職)</p>	17,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 金本秀雄氏は、入社以来、製造部門、営業部門、工務部門を歴任してまいりました。また、平成10年に当社取締役に就任して以来、当社の経営に携わってまいりました。平成27年には当社代表取締役に就任し、当社の事業拡大に努めるとともに、経営の重要事項の決定に十分な役割を果たしてまいりました。以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
3	まつ もと まさ のり 松 本 正 憲 (昭和44年2月2日生)	平成3年4月 当社入社 平成22年4月 当社中国支店支店次長 平成25年4月 当社中国支店副支店長 平成26年4月 当社西日本支店長 平成27年1月 当社執行役員西日本支店長 平成28年12月 当社取締役西日本支店長（現職）	3,000株
	(取締役候補者とした理由) 松本正憲氏は、入社以来、一貫して中国支店（現 西日本支店）の業務に携わっており、平成26年4月からは西日本支店の支店長として、支店運営の責任者を務め、支店業績の拡大に努めてまいりました。また、平成28年12月には当社取締役に就任し、当社の経営に携わってまいりました。 以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
4	きよ とき やす お 清 時 康 夫 (昭和31年11月23日生)	昭和54年4月 丸紅㈱入社 平成13年4月 丸紅鉄鋼建材㈱ (現 伊藤忠丸紅住商テクノスチール ㈱)鉄構部長 平成13年10月 伊藤忠丸紅テクノスチール㈱ (現 伊藤忠丸紅住商テクノスチール ㈱)建築建材部長 平成20年4月 同社取締役建築建材部長 平成23年12月 当社社外取締役 (現職) 平成24年4月 伊藤忠丸紅テクノスチール㈱ (現 伊藤忠丸紅住商テクノスチール ㈱)取締役関西支社長 平成25年4月 同社常務取締役営業第二本部長 兼関西支社長 平成27年4月 伊藤忠丸紅テクノスチール㈱ (現 伊藤忠丸紅住商テクノスチール ㈱)取締役兼常務執行役員 営業第二本部長 平成28年4月 伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱ 取締役兼専務執行役員 営業第三本部長 (現職) (重要な兼職の状況) 伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱取締役 兼専務執行役員営業第三本部長	一株
(社外取締役候補者とした理由) 清時康夫氏は、長年にわたり鋼材供給事業に携わり、鉄骨事業等に関する知見と企業経営者としての経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
5	曾 田 弘 道 <small>そ だ ひろ みち</small> (昭和19年2月8日生)	昭和43年4月 日本鋼管(株)(現 ジェイ エフ イー ホールディングス(株))入社 平成14年4月 同社総合エンジニアリング事業部鋼構 造本部参与 平成18年4月 (株)サクラダ入社、顧問 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成24年11月 同社代表取締役社長退任 平成27年12月 当社社外取締役(現職)	一株
(社外取締役候補者とした理由) 曾田弘道氏は、長年にわたり企業経営者に携わった豊富な経験と高い識見を当社取締役会の意思決定および経営監督に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
※ 6	やま した だい 山 下 大 (昭和40年10月19日生)	昭和63年4月 日商岩井(株)入社 平成15年1月 (株)メタルワン入社 平成19年10月 (株)メタルワン建材 (現 エムエム建材(株)) 条鋼営業部長 平成25年4月 (株)メタルワン建材西日本 (現 エムエム建材(株)) 代表取締役社長 平成25年10月 (株)メタルワン建材 (現 エムエム建材(株)) 営業第一本部 副本部長 平成26年11月 三井物産メタルワン建材(株) (現 エムエム建材(株)) 第一営業本部 副本部長 (現職) (重要な兼職の状況) エムエム建材(株)第一営業本部副本部長	一株
(社外取締役候補者とした理由) 山下大氏は、長年にわたり鋼材供給事業に携わり、鉄骨事業等に関する知見と企業経営者としての経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) ①※は新任の取締役候補者であります。
 ②候補者6名と当社との間には特別の利害関係はありません。
 ③候補者清時康夫氏、曾田弘道氏および山下大氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は曾田弘道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 ④当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く)が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第30条において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、その限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。これにより、清時康夫氏および曾田弘道氏の両氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者である山下大氏の選任が承認された場合、当社との間で上記と同じ責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結時をもって、監査役野坂哲嗣氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
※ 木村純一 <small>きむらじゅんいち</small> (昭和36年2月19日生)	昭和61年8月 丸紅鉄鋼建材(株)(現 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株))入社 平成18年4月 伊藤忠丸紅テクノスチール(株)(現 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株))管理本部経理部副部長 平成23年5月 伊藤忠丸紅テクノスチール(株)(現 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株))管理本部財務経理部長 平成28年1月 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株)執行役員管理本部長(現職) (重要な兼職の状況) 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株)執行役員管理本部長	一株
(社外監査役候補者とした理由) 木村純一氏は、長年にわたり鋼材供給事業に携わり鉄骨事業等に関する知見に富み、企業経営者としての経験に基づき、当社の監査業務に貢献いただけるものと判断しております。		

- (注) ①※は新任の監査役候補者であります。
 ②監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 ③候補者木村純一氏は、社外監査役候補者であります。
 ④当社は監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第39条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、その限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。これにより、社外監査役候補者である木村純一氏の選任が承認された場合、当社との間で上記と同じ責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結時をもって退任されます取締役高梨雄介氏、社外取締役森田祐司氏および社外監査役野坂哲嗣氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
高 梨 雄 介 たか なし ゆう すけ	平成17年12月 当社取締役 平成20年12月 当社常務取締役 平成22年12月 当社専務取締役 現在に至る
森 田 祐 司 もり た ゆう じ	平成23年12月 当社社外取締役 現在に至る
野 坂 哲 嗣 の さか てつ じ	平成25年12月 当社社外監査役 現在に至る

以上

(添付書類)

事 業 報 告

(自 平成28年10月1日)
(至 平成29年9月30日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度の我が国経済は、個人消費、設備投資の伸びも見られ、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、北東アジア情勢等の緊張による不確実性の高まりや企業の人手不足感がバブル経済期の水準を超える等、経済全体に与える先行き不透明感も一部にはあります。

当業界におきましては、材料費、外注費の高騰等、調達環境に変化が見られますが、設計変更、図面作成の遅れなどで期ずれしていた物件が順調に出件し始め、首都圏を中心とした大型再開発案件、東京五輪関連施設の建設等の本格始動に伴い、鉄骨需要量は堅調に推移しております。

こうした中、当社におきましては、鉄骨事業の受注高は、営業活動を積極的に展開した結果、前年同期比23.2%増となりました。また、プレキャストコンクリート事業の受注高は、主力製品である高層型マンションの構造部材の受注回復により、前期比62.6%増となりました。

事業全体としては、好受注環境の中、戦略的な営業展開をした結果、当期末の受注残高は、42.7%増の18,704百万円となりました。

また、完成工事高は前期に比べ、6.7%増の19,587百万円となりました。

(鉄骨事業)

主な受注工事は、「(仮称)OH-1計画新築工事」、「(仮称)竹芝地区開発計画(業務棟)新築工事」、「新国立競技場整備事業(第Ⅱ期)」、「(仮称)京橋一丁目東地区永坂産業京橋ビル新築工事」、「熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事(東工区)」、「(仮称)ディスコ染工場A棟Cゾーン増築計画」であります。

主な完成工事は、「(仮称)日本橋二丁目地区第一種市街地再開発事業(C街区)新築工事」、「赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物等新築工事」、「西品川一丁目地区第一種市街地再開発事業(A街区)施設建築物新築工事及び公共施設工事」、「(仮称)広島西部SCプロジェクト」、「広島橋上駅新築他工事」であります。

(プレキャストコンクリート事業)

主な受注工事は、「武蔵小山パルム駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事」、「(仮称)横浜市中区北仲通5丁目計画」、「乃木坂ナショナルコートマンション建替事業」であります。

主な完成工事は、「二俣川駅南口地区第一種市街地再開発事業」、「(仮称)国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事(東街区棟)」、「(仮称)東松戸2丁目計画新築工事」であります。

損益面では、工事の採算性が改善したことに伴い、営業利益は2,848百万円（前期比30.9%増）、経常利益は2,963百万円（同30.1%増）となりました。

特別利益に損害賠償損失引当金戻入額57百万円を計上した一方、特別損失に補償損失引当金繰入額及び退職給付制度移行損失329百万円を計上し、繰延税金資産の見直しを行った結果、税金費用も増加したため、当期純利益は2,151百万円（同4.9%増）となりました。

受注高、完成工事高および繰越受注高

（単位：百万円）

区 分	前期繰越 受注高	当 期 受注高	合 計	当期完成 工 事 高 (売上)	次期繰越 受注高
鉄 骨	12,481	23,305	35,787	18,722	17,064
プレキャストコンクリート	624	1,879	2,504	864	1,640
合 計	13,106	25,185	38,292	19,587	18,704

（2）設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資額は、超高層物件対応を目的としたBOX柱製作ラインの増強のため機械装置を中心に総額899百万円であります。

その主なものは、千葉第一工場のサブマージアーク溶接設備新設91百万円、山口工場の柱大組溶接ロボット新設60百万円等であります。

（3）資金調達の状況

該当する事項はございません。

（4）会社に対処すべき課題

鉄骨需要の回復および市況の改善にともない、経営環境が好転しておりますが、一方で原材料価格や人件費等の高騰、東京五輪閉幕後の需要変動への備え等、必ずしも事業性の回復を楽観できる状況ではありません。当社は市況改善のみに期待することなく、引続き生産部門の技術力強化、生産設備の充実、品質管理の徹底、人材の確保・育成などに取り組んでまいります。

具体的には、

- ① 生産設計部を中心に、高度な要求品質に応えられる生産体制構築に努めてまいります。
- ② 生産性向上を目的に、工場レイアウトの見直し、製造設備の新設・更新に取り組んでまいります。
- ③ 品質管理に取り組むことにより、手直しの削減をはかり、より一層顧客より信頼される企業を目指してまいります。
- ④ 人材の確保に努め、技術の継承、安全の徹底等の教育に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第68期 (25.10～26.9)	第69期 (26.10～27.9)	第70期 (27.10～28.9)	第71期 (28.10～29.9)
受 注 高(百万円)	21,042	18,113	20,068	25,185
完 成 工 事 高(百万円)	17,707	18,061	18,361	19,587
当 期 純 利 益(百万円)	201	713	2,051	2,151
1株当たり当期純利益 (円)	13.85	48.93	140.78	147.68
総 資 産(百万円)	23,074	21,323	23,184	25,650
純 資 産(百万円)	16,147	16,852	18,771	20,852
1株当たり純資産額 (円)	1,107.64	1,156.24	1,288.36	1,431.51

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数により、それぞれ算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年9月30日現在）

当社は、建設業法による特定建設業者として、国土交通大臣（特-24）第2581号の許可を受け、鉄骨構造物、建築用プレキャストコンクリート製品等の工事を受注し、工場において製作、組立を行い、現場工事施工を行う事業およびこれらに関連する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成29年9月30日現在）

(イ) 営業所：本社、東京支店（東京都）、西日本支店（山口県）

(ロ) 工 場：千葉第一工場、千葉第三工場（千葉県）、筑波工場（茨城県）
山口工場（山口県）、岡山工場（岡山県）、大阪工場（大阪府）

(9) 従業員の状況（平成29年9月30日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
265人	16人増	41.3歳	14.3年

(10) 主要な借入先（平成29年9月30日現在）

金融機関からの借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (イ) 発行可能株式総数 40,000,000株
(ロ) 発行済株式総数 15,000,000株（自己株式433,568株を含む）
(ハ) 当期末株主数 1,696名（前期末比24名減）
(ニ) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	2,500 ^{千株}	17.1%
株式会社メタルワン	2,500	17.1
川岸興産株式会社	775	5.3
J F E スチール株式会社	698	4.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	602	4.1
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	446	3.0
川岸隆一	412	2.8
株式会社りそな銀行	310	2.1
株式会社千葉興業銀行	170	1.1
株式会社みずほ銀行	116	0.8

- (注) (1) 当社は、自己株式433千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
(2) 持株比率は自己株式（433千株）を控除して計算（端数切り捨て）しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成29年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	川 岸 隆 一	
代表取締役社長	金 本 秀 雄	
専務取締役	高 梨 雄 介	東京支店長
取締役	松 本 正 憲	西日本支店長
取締役	清 時 康 夫	伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株)取締役 兼専務執行役員営業第三本部長
取締役	森 田 祐 司	エムエム建材(株)常務執行役員第一営業本部長 エムエム建材エンジニアリング(株)取締役
取締役	曾 田 弘 道	
常勤監査役	河 原 正 孝	
監査役	工 藤 健 二	川岸興産(株)代表取締役社長 (株)エイアンドエイ連合代表取締役社長
監査役	野 坂 哲 嗣	伊藤忠丸紅特殊鋼(株)代表取締役社長

- (注) (1) 取締役清時康夫、森田祐司、曾田弘道の3氏は、社外取締役であります。
(2) 監査役工藤健二、野坂哲嗣の両氏は、社外監査役であります。
(3) 取締役曾田弘道、監査役工藤健二の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
(4) 常勤監査役河原正孝氏は、長年、当社の経理業務を担当した経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(5) 平成29年9月30日現在の執行役員とその担当は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社長執行役員	金本 秀雄	
専務執行役員	高梨 雄介	東京支店長
執行役員	松本 正憲	西日本支店長
執行役員	村上 達也	千葉第一工場長
執行役員	波川 智明	東京支店生産設計部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	100,228千円 (6,655千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,240千円 (1,412千円)
合計	10名	109,468千円

(注) 1. 報酬等の総額には、当期の役員退職慰労引当金繰入額8,434千円（取締役8,086千円、監査役348千円）を含んでおります。

2. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

地 位	氏 名	兼 任 の 状 況
取締役	清時 康夫	伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株)取締役兼専務執行役員 営業第三本部長
取締役	森田 祐司	エムエム建材(株)常務執行役員第一営業本部長 エムエム建材エンジニアリング(株)取締役
監査役	工藤 健二	川岸興産(株)代表取締役社長 (株)エイアンドエイ連合代表取締役社長
監査役	野坂 哲嗣	伊藤忠丸紅特殊鋼(株)代表取締役社長

(注) (1) 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株)は当社の大株主であり、当社と鋼材取引および鉄骨等工事請負取引があります。

(2) エムエム建材(株)は当社と鋼材取引および鉄骨等工事請負取引があります。

(3) 川岸興産(株)は当社の大株主であり、当社本社ビルの所有者であります。

(4) 当社とエムエム建材エンジニアリング(株)、(株)エイアンドエイ連合および伊藤忠丸紅特殊鋼(株)の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における活動状況

- ・取締役 清時 康夫 当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、主に鋼材供給事業に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。
- ・取締役 森田 祐司 当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、主に鋼材供給事業に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。
- ・取締役 曾田 弘道 当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、主に企業経営に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。
- ・監査役 工藤 健二 当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、また、監査役会6回のすべてに出席し、一級建築士としての建築設計業界における知見とともに、企業経営に携わっている経験に基づき、適宜発言しております。
- ・監査役 野坂 哲嗣 当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、また、監査役会6回のすべてに出席し、主に鋼材供給事業に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	21,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) (1) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画概要書などを確認し、従前の事業年度における職務執行状況などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (2) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
- (3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の報酬はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記に準ずる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

(内部統制の基本的な考え方)

内部統制の充実は、業務の適正化・効率化等を通じ、様々な利益をもたらすと同時に、ディスクロージャーの全体の信頼性を確保することになります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役は自己の担当する業務に係る法令を遵守し、業務を運営する責任と権限を有します。
 - ii 事務部長を内部監査員として位置付け、業務運営の状況について監査を行います。
 - iii 事務部にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンスに係る行動規範、規程の制定をはかります。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 取締役会議事録は、法令に従い作成し、適切に保存・管理しています。
 - ii 重要事項に係る稟議書、重要な契約書等、職務の執行に係る重要な文書は、適切に保存・管理しています。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制並びに取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 毎年9月、鉄骨需要の見通し、新技術・設備動向、顧客の動静、競合他社の動静等を調査、情報を集約し経営計画の見直しを行い、取締役会で審議します。
 - ii 決定された経営計画に基づき、支店、事業部、工場ごとの年度予算を策定し、業績管理を行います。
 - iii 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。また、経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入しています。

- ④ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 子会社、関連会社の管理担当者は、当社のコンプライアンス方針が各社に伝達され、当社の方針に背馳することがないように徹底する責任を負います。
 - ii 当社は、定期的に子会社の取締役等と連絡会議を開催し、子会社の業務執行状況、法令遵守状況等の報告を義務づけています。
 - iii 当社は、子会社も含めた年度予算を策定し、その進捗管理等を実施することを通じて、職務執行の効率化を図ります。
 - iv 子会社における経営上の重要事項の決定に関しては、当社への事前報告・協議を義務づけるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員を派遣し、適切な指導・監督を行います。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- コンプライアンス担当者は監査役会事務局員を兼ねます。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- コンプライアンス担当者（兼監査役会事務局員）の異動については、監査役会の承認を必要とし、その昇給・賞与の査定に監査役会は意見を述べる事ができます。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 取締役は、取締役会の権限に関する法令、定款を遵守するとともに、下記事項については、取締役会に報告する義務を負います。以って、監査役への報告を兼ねます。
 - a. 会社に著しい損害が生ずるおそれのある場合
 - b. コンプライアンス違反が発生した場合
 - c. 内部監査の実施結果
 - d. 品質欠陥の発生状況
 - e. 労働災害の発生状況
 - ii 前項に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。また、使用人に対し、監査役の調査権限及び報告を求める権限に関する法令の定めを周知徹底します。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
社内規則に「内部通報制度」を定め、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底しています。
- ⑨ 監査費用等の処理に係る方針
通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査役等の監査計画に応じて予算化し、企業不祥事発生時等の緊急の監査費用も含めて、請求のあった後、速やかに処理します。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
上記⑤から⑨のほか、監査役監査活動が円滑に行われるよう環境整備に協力し、代表取締役との定期協議も実施しています。
- ⑪ 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制
財務報告の信頼性を確保するための必要な内部統制体制を整備します。

(反社会的勢力排除に関する考え方)

当社は、反社会的勢力と関係を持つことは、社会的責任に反することと認識し、外部専門機関と連携し、取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を行いません。

(反社会的勢力排除に関する整備状況)

- a. 対応を全社で統括する部署及び各支店の対応部署を明確化。
- b. 社内規則に、服務規律として、反社会的勢力との関係排除、不当要求の拒絶を規定し、従業員に周知。
- c. 外部専門機関と連携し、その情報を収集し、必要に応じ社内にも周知。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度の運用内容としては、取締役会評価を外部機関に依頼し実施したことです。

当社としては、取締役会評価には、ガバナンスの向上を図るための自立的な取り組みの側面があるため、大変重要視しております。この取り組みを継続して取締役会の機能向上を図ってまいります。

監査役会においては、監査方針・監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

また、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した基本計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。

貸借対照表

(平成29年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,699,336	流動負債	3,993,941
現金預金	4,073,781	工事未払金	3,010,800
受取手形	828,492	リース債	4,169
完成工事未収入金	12,582,783	未払金	253,684
完成工事支出金	876,304	未払費用	175,813
材料貯蔵品	174,584	未払法人税等	293,828
未収入金	31,748	未成工事受入金	28
繰延税金資産	127,832	預り金	35,852
その他の資産	18,431	賞与引当金	102,705
貸倒引当金	△14,623	その他の	117,057
固定資産	6,951,408	固定負債	804,763
有形固定資産	5,655,126	繰延税金負債	4,558
建物・構築物	945,741	退職給付引当金	196,243
機械・運搬器具	1,209,326	退職慰労引当金	186,888
工具器具備品	34,408	役員退職慰労引当金	135,376
土地	3,461,504	補償損失引当金	240,000
建設仮勘定	4,145	その他の	41,696
無形固定資産	15,009	負債合計	4,798,705
投資その他の資産	1,281,272	(純資産の部)	
投資有価証券	832,777	株主資本	20,504,815
関係会社株	4,650	資本金	955,491
長期貸付金	30,400	資本剰余金	572,129
長期前払費用	11,715	資本準備金	572,129
前払年金費用	98,727	利益剰余金	19,116,186
保険積立金	65,949	利益準備金	238,872
貸貨不動産	237,937	その他利益剰余金	18,877,313
その他の資産	26,866	固定資産圧縮積立金	32,332
貸倒引当金	△27,750	固定平均積立金	360,000
		別途積立金	16,168,000
		繰越利益剰余金	2,316,981
		自己株式	△138,992
		評価・換算差額等	347,224
		その他有価証券評価差額金	347,224
資産合計	25,650,745	純資産合計	20,852,039
		負債・純資産合計	25,650,745

損 益 計 算 書

(自 平成28年10月1日)
(至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
完成工事高		19,587,151
完成工事原価		15,997,122
完成工事総利益		3,590,029
販売費及び一般管理費		741,874
営 業 利 益		2,848,154
営業外収益		
受取利息及び配当金	22,868	
その他	178,352	201,220
営業外費用		
支払利息	618	
その他	84,863	85,482
経 常 利 益		2,963,893
特別利益		
損害賠償損失引当金戻入額	57,484	57,484
特別損失		
補償損失引当金繰入額	240,000	
退職給付制度移行損失	89,907	329,907
税引前当期純利益		2,691,470
法人税，住民税及び事業税	385,411	
法人税等調整額	154,593	540,005
当 期 純 利 益		2,151,465

株主資本等変動計算書

(自 平成28年10月1日)
(至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	配 当 平 均 積 立 金	別 途 積 立 金	
当 期 首 残 高	955,491	572,129	238,872	28,402	240,000	14,468,000	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当 (注)							
当 期 純 利 益							
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立				5,229			
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				△1,299			
配 当 平 均 積 立 金 の 積 立 (注)					120,000		
別 途 積 立 金 の 積 立 (注)						1,700,000	
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	3,929	120,000	1,700,000	
当 期 末 残 高	955,491	572,129	238,872	32,332	360,000	16,168,000	

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 計 合
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合					
	繰 越 利 益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	2,222,566	17,197,842	△135,650	18,589,812	181,610	18,771,422	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当 (注)	△233,120	△233,120		△233,120		△233,120	
当 期 純 利 益	2,151,465	2,151,465		2,151,465		2,151,465	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	△5,229	-		-		-	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	1,299	-		-		-	
配 当 平 均 積 立 金 の 積 立 (注)	△120,000	-		-		-	
別 途 積 立 金 の 積 立 (注)	△1,700,000	-		-		-	
自 己 株 式 の 取 得			△3,341	△3,341		△3,341	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					165,614	165,614	
当 期 変 動 額 合 計	94,414	1,918,344	△3,341	1,915,002	165,614	2,080,616	
当 期 末 残 高	2,316,981	19,116,186	△138,992	20,504,815	347,224	20,852,039	

(注) 平成28年12月20日の定時株主総会の剰余金処分項目であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 満期保有目的の債券 償却原価法
 - ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ③ その他有価証券
 - イ. 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 未成工事支出金・材料 個別法による原価法
（材料については、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ② 貯蔵品 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物〔建物附属設備を除く〕並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間〔5年〕に基づく定額法）
 - ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法定額法
 - ④ 長期前払費用
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(9年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 補償損失引当金 過去の完成工事に係る瑕疵担保責任に対する補償見積額を計上しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産及び賃貸不動産の減価償却累計額 7,710,379千円
- (2) 偶発債務
- ① 受取手形裏書譲渡高 360,290千円
- ② 高層分譲住宅の外壁PCタイトルの剥落について
当社が過去に製作しました高層分譲住宅の一部外壁タイトルの下地コンクリートからタイル剥落が発生し、調査を進めておりました。その補修費用等については、協議中ではありますが、当社が現時点で負担が見込まれる金額を補償損失引当金として計上しております。
なお、協議は現在も継続中であり、施工会社の提示内容と大きな乖離があり、今後の協議次第では変動する可能性があります。
- (3) 関係会社に対する金銭債権・債務
- | | |
|------|----------|
| 金銭債権 | 31,448千円 |
| 金銭債務 | 97,454千円 |

4. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高	19,521,686千円
(2) 「完成工事原価」のうち関係会社からの仕入高	1,055,874千円
(3) 研究開発費の総額	6,405千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 事業年度の末日における発行済株式の種類及び数	普通株式	15,000,000株
(2) 事業年度の末日における自己株式の種類及び数	普通株式	433,568株
(3) 事業年度中に行った剰余金の配当		

平成28年12月20日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額	233,120千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	16円
基準日	平成28年9月30日
効力発生日	平成28年12月21日

(4) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当	
-----------------------	--

平成29年12月20日開催の定時株主総会において、次のとおり決議する予定であります。

配当金の総額	291,328千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20円
基準日	平成29年9月30日
効力発生日	平成29年12月21日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

補償損失引当金	73,080千円
賞与引当金	35,962千円
役員退職慰労引当金	41,260千円
退職給付引当金	56,907千円
貸倒引当金	12,902千円
会員権評価損	32,347千円
減損損失	48,794千円
その他	48,285千円
繰延税金資産小計	349,541千円
評価性引当額	△221,689千円
繰延税金資産合計	127,852千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△14,161千円
その他有価証券評価差額金	△152,019千円
前払年金費用	△30,062千円
その他	△19千円
繰延税金負債合計	△196,263千円
繰延税金負債の純額	△68,410千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、完成工事未収入金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、顧客の財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが3カ月以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
① 現金預金	4,073,781	4,073,781	—
② 受取手形	828,492	828,492	—
③ 完成工事未収入金	12,582,783	12,582,783	—
④ 未収入金	31,748	31,748	—
⑤ 投資有価証券			
その他有価証券	820,341	820,341	—
⑥ 長期貸付金	30,400	30,400	—
貸倒引当金(※1)	△27,750	△27,750	—
	2,650	2,650	—
資 産 計	18,339,795	18,339,795	—
① 工事未払金	3,010,800	3,010,800	—
負 債 計	3,010,800	3,010,800	—

(※1) 長期貸付金については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金預金、② 受取手形、③ 完成工事未収入金、④ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は金融機関から提示された価格によっております。

⑥ 長期貸付金

長期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額となっており、当該価額をもって時価としております。

負債

① 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (注) 2 投資有価証券及び関係会社株式に計上されている非上場株式（貸借対照表計上額はそれぞれ12,436千円、4,650千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価情報には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況

当社では、山口県その他の地域において、賃貸用の工場跡地等を有しております。平成29年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は65,163千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当事業年度期末時価 (千円)
当事業年度期首残高 (千円)	当事業年度増減額 (千円)	当事業年度期末残高 (千円)	
366,018	△3,607	362,410	1,232,749

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期末時価は、固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した評価額（指標等を用いて算定したものも含む）や貸借対照表計上額をもって時価としております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
主要株主	伊藤忠丸紅 住商テクノ スチール(株)	東京都 千代田区	3,000,000	鋼材販売 工事請負等	被所有 直接17.3	鋼材等購入 工事請負 役員の兼任	鋼材等購入 (注1)	2,605,627	工事未払金	1,040,056
							工事請負 (注2)	87,525	完成工事 未収入金	46,701

(2) その他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	エムエム建材(株)	東京都 港区	10,375,000	鋼材販売 工事請負等	—	鋼材等購入 工事請負 役員の兼任	鋼材等購入 (注1)	3,041,086	工事未払金	820,129
							工事請負 (注2)	5,500	完成工事 未収入金	—

(注) 上記(1)(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 材料の購入につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 工事請負金額につきましては、見積書を提出し、交渉により決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,431.51円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 147.68円 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月6日

川岸工業株式会社

代表取締役社長 金本 秀雄 殿

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 武田 勇蔵 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 滝澤 直樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川岸工業株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月10日

川岸工業株式会社 監査役会

常勤監査役	河原 正孝	㊞
社外監査役	工藤 健二	㊞
社外監査役	野坂 哲嗣	㊞

以 上

株主総会会場案内図



株主総会会場

東京都港区西新橋1丁目15番1号

大手町建物田村町ビル TKP新橋カンファレンスセンター 3階 ホール3A

※ 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。

※ 株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

交通のご案内

- ・都営三田線 内幸町駅 A3出口 徒歩約1分
- ・東京メトロ銀座線 新橋駅 8出口 徒歩約3分
- ・JR 新橋駅 日比谷口 徒歩約4分
- ・都営浅草線 新橋駅 A3出口 徒歩約8分
- ・新交通ゆりかもめ 新橋駅 1A出口 徒歩約7分
- ・東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 1番出口 徒歩約5分
- ・東京メトロ丸ノ内線・千代田線・日比谷線 霞ヶ関駅 C3出口 徒歩約7分